

## 島根県幼児教育振興プログラム（案）にいただいたご意見等

### 1 ご質問・ご意見

No.	項目	ご質問・ご意見の概要	ご質問・ご意見に対する県の考え方
1	全体 (県の役割)	幼児教育の質の向上は、幼児教育施設・県・市町村がそれぞれの役割を担いながら進めていくことだと思うが、プログラムを読むと、その中でも市町村の役割が特に重要だと書かれているように読める。県としても、県全体の課題として、市町村任せにせず、支援していくという捉えでよいか。	14 ページに記載しておりますが、幼児教育は、小学校、中学校、高等学校へと続く学びの原点であり、市町村ばかりではなく県が自ら主体性を持って取り組むべき重要課題であると捉えています。市町村と県が連携を図りながら、幼児教育の質の向上に係る取組を進めています。
2	全体 (県の役割)	市町村によって、幼児教育に対する意識、取組について差があるように感じている。幼児教育施設における教育の質の向上については一義的には市町村が担うべきことであると思うが、地域性、財政力等に差があることから県（幼児教育センター）に期待されるところは大きいと感じている。幼児期の教育は大変重要であり、地域によって教育の質に差があってはならない。今後県全体での幼児教育の質の向上にどのように取り組むのか。	ご意見のとおり地域や施設種によって教育の質に差があつてはならないと考えております。こうしたことを踏まえ、県では平成 30 年 4 月に幼児教育センターを設立し、県内全ての幼児教育施設で質の高い教育が提供できるよう支援体制の強化を図りました。今後も、16 ページに記載しております県（幼児教育センター）の基本的な役割を果たしながら、地域ごとの実情を踏まえ、それぞれの地域に沿ったきめ細やかな支援を行うことにより、県全体の幼児教育の質の向上を図っていきます。
3	全体 (児童虐待)	児童虐待等が問題になっているが、幼児教育センターとして、そうした問題にどのように関わっていくのか。	34 ページに記載しておりますが、幼児教育施設の職員が、子どもの身体や情緒面の変化等をいち早く発見し、関係機関（市町村担当課、児童相談所等）と連携のうえ適切な対応ができるようになるための研修を、幼児教育センタースタッフによる訪問指導などで実施します。 また、訪問指導などでスタッフが直接相談を受けるなどした際には、上記関係機関への連絡を即座にスタッフ自らが行います。

No.	項目	ご質問・ご意見の概要	ご質問・ご意見に対する県の考え方
4	第2章 幼児教育のめざす子ども像の設定  3 めざす子ども像実現で見られる3つの資質・能力（「遊びの循環」p11）	「遊びの循環」に賛同する。注釈に、「遊びの循環」は5歳児後半の時期の学びの過程だと書かれていたが、これは5歳児後半に保育者が意識すればよいものなのかな。それとも0歳から「遊びの循環」を意識しながら保育を展開していくことも求めているのか。仮に0歳から求めるものであれば、0歳から子どもに振り返りを促すことは無理だと思う。	0歳児が5歳児と同様の振り返りをすることは難しいことですが、発達段階に応じた振り返りは可能だと考えます。保育者や友達と「楽しかったね」「がんばったね」と表情等でやり取りをするこもあり振り返りだと考えます。発達段階に応じた保育者による援助は必要であり、次の部分を追記しました。  〔追記〕 0歳から子どもの自発的な「遊びの循環」が見られるわけではありません。特に子どもが自ら「遊びの振り返り」を行うことは大変難しいことですので、遊びの片付けの際に保育者が、子どもが取り組んでいたことや挑戦したことなどについて会話し、子どもに達成感を味わわせたり、次への見通しを持たせたりする指導・援助を保育者が意識的に行う必要があります。
5	第2章 幼児教育のめざす子ども像の設定  5 今後の島根県における幼児教育振興の取組（質の向上のための取組 p17）	17ページに、県、市町村、幼児教育施設の役割分担が記載してあるが、現在はどのような状態で、到達目標に向け今後どのように進めていくのか。	現在は17ページ上段のイメージ図のような状態にあると考えます。市町村幼児教育アドバイザーの配置や研修会の開催等市町村によってばらつきがあり、県（幼児教育センター）の役割が大きくなっています。 全ての市町村が保育者を対象により質の高い研修ができるよう、令和2年度から県（幼児教育センター）のスタッフを増員し、市町村が行う訪問指導に同行して技術的助言を行うなど、市町村の指導力強化に向けた支援を行っており、下段のイメージ図のような状態を早期にめざします。
6	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実（研修方法）	幼児教育施設の職員の質を高める必要があると書いてあるが、園内研修がマンネリ化している。幼児教育センターの指導主事を呼んで研修をしたいと思う。研修の方法について紹介してもらうと、自分達で研修もできると思う。	プログラムに記載していますように、県（幼児教育センター）では、指導主事及び幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設への訪問指導を実施します。その際、ご要望に応じ研修方法の紹介も行います。 また、第4章以降に、短時間で効率よく研修ができる「ワールドカフェ」や「ブレインライティング」等、幼児教育施設内で実施できる具体的な研修方法を紹介していますので、参考にしていただきたいと思います。
7	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実（研修方法）	保育所は子どもがずっといるし、保育士が少ないので、研修ができにくいと書かれてあるが、保育士はそのような中で工夫して研修をしている。短時間に効率よく研修できるような研修の仕方について教えてほしい。	

No.	項目	ご質問・ご意見の概要	ご質問・ご意見に対する県の考え方
8	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実 (地域資源活用 p30)	地域資源を活用した教育・保育の自発的な活動や総合的な資質の育成の必要性が述べてあるが、実践例では、それがわかるような実践例を載せてほしい。	第4章に、地域資源を活用した教育・保育活動の実践を掲載しました。できるだけわかりやすくなるように、保育者の関わりと子どもの育ちや学びを記載しています。
9	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実 (安全管理 p30)	<p>地域資源の活用のところに、指示が多くなって子どもの自発性を萎縮させるということが書いてある。危険なことを回避するためには指示や注意はすべきだと思う。</p> <p>昨年の大津の事故があるので、より安全管理は徹底しなければいけないと思う。しかし、プログラムには指示や注意はしてはいけないということが書いてあるような気がする。</p>	<p>ご意見のとおり、保育・教育活動において安心・安全が第一であると考えており、一部表現を修正しました。子どもの行動は突発的で、危機管理意識が未熟ですので、危険回避のための指導は最も重要なことであると考えます。そのために、保育者自身の危機管理能力の向上のための研修や組織的な安全管理体制の構築が必要であると考えており、重点化して取り組む研修として37ページに「安全管理」を記載しております。</p> <p>こうした安全部面を確保したうえで、子どもの自発的な活動を促していくことが大切です。そのために、幼児教育施設外での活動の際には、事前に保育者が保護者などと連携して安全点検を行ったり、日頃から子ども自身の危険に対する感覚や、けがをしないための体づくりを教育・保育活動で行ったりすることが重要です。そのような取組を第4章に記載しているので、ご覧いただきたいと思います。</p> <p>[修正前]</p> <p>子どもが関わる環境が幼児教育施設内より広がることで、保育者の想定を超える子どもの発想や活動が見られます。一方で、そうした状況の中、保育者が<u>安全性の確保</u>やねらい達成に終始すると、<u>過剰な指示</u>が多くなり、子どもの自発性を委縮させる可能性があります。</p> <p>[修正後]</p> <p>子どもが関わる環境が幼児教育施設内より広がることで、保育者の想定を超える子どもの発想や活動が見られます。一方で、そうした状況の中、保育者が<u>過剰なまでの危険回避</u>やねらい達成に終始すると、<u>指示が多くなり</u>、子どもの自発性を委縮させる可能性があります。</p>

No.	項目	ご質問・ご意見の概要	ご質問・ご意見に対する県の考え方
10	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実 (幼小連携・接続)	幼小連携・接続について、しっかり取り組んでいこうと考えているが、複数の所・園から入学するので、市がもっと協力（調整）してほしい。市町村の優良な取組等を実践例に載せてほしい。	松江市では、幼児教育施設長と小学校長で幼小連携・接続の課題について協議する場を設け、入学先が複数ある幼児教育施設でも幼小連携が可能になるように、連携に係る文書や幼児教育施設と小学校の情報交換を行う連絡会の期日を統一することとしました。また、3つのめざす子ども像育成のための幼小接続統一カリキュラムも作成し、市全体での取組の推進を図っています。そのような取組について、第4章に松江市校長会の取組として記載しています。
11	第3章 島根県幼児教育振興の施策 2 研修の充実 (子育て支援)	資料編を見ると、島根県の小学校中学校の子どものスマートフォンの利用時間が増えていくことがわかり、愕然としました。この頃は、保育所の子どもでもうまく使いこなしているのをよく見かけます。県としてスマートフォンなどの活用について家庭とも協力して何か取り組んでほしい。	ご意見のとおりで、小学校5年生から徐々にスマートフォン・携帯電話等の利用時間が増加しています。島根県では、教育庁保健体育課がメディア接触についての対策事業を行っております。 そこで、脚注に下記の部分を追記し、資料編の参考資料として掲載していたグラフの中から、「携帯電話等接触時間」を特化し、資料17として紹介することとしました。本幼児教育センターでは、保健体育課と連携をとり、幼児期からスマートフォンなどの利用を含めたメディア接触について保護者・地域とともに取り組んでいこうと考えております。  〔追記〕  家庭教育について、近年では資料編 p 12 〈資料 17〉に示すように、子どもの携帯電話等の接触時間が長いことが課題としてあげられます。島根県保健体育課では、「専門家・専門医による指導事業（メディア）」で幼児教育施設も含めた研修会などに専門家を派遣する取組を行っています。

## 2 ご感想

No.	ご感想の概要
1	当初のめざす子ども像「周りのひと・もの・ことと関わりながら いきいきと遊び続ける子ども」は、「遊び続ける」の部分の捉えが分かりにくかったが、「遊び育つ」に変更されて、子どもが遊びを通して育つことがよく分かるようになった。幼児期の子どもにとって、自発的な遊びが様々な資質・能力を身に付けるために重要であると思う。
2	コラムがとてもよい。子どもの見方につながる。
3	幼児教育の重要性は私も感じている。保護者や幼児教育施設だけに任せるとではなく、私達地域住民もできることに進んで協力したい。
4	幼児期の学びは大変重要であり、こうしたプログラムを通じ県民に幼児期における学びの重要性が伝わることは島根県の将来にとって大意義のあることであると思う。

## 3 その他

No.	項目	ご質問・ご意見の概要	ご質問・ご意見に対する県の考え方
1	その他	剣先川支流の擁護壁が崩壊しており、直してほしい。 また和亀が繁殖しており、保護してほしい。	子どもの安心・安全に関わるご意見をいただき、ありがとうございます。いただいた内容は関係機関へ連絡させていただきます。